

## カパティラン奨学金給付制度応募要項 (2018年度)

カパティランは、日本聖公会というキリスト教会が30年前に設立した、在日外国人に対する支援活動を行う団体です。グローバル化や格差社会の進展など、在日外国人を取り巻く社会環境の変化に対応すべく、大学生を対象とした奨学金支給事業を2015年度下半期から開始しました。2017年からは高校生にも対象を広げ、制度を継続しています。応募ください。

### 1. 給付概要

申請資格を満たした大学生・高校生を対象とする給付奨学金制度です（留学生は対象外です）。

- ① 支給期間：2018年4月～2019年3月の1年間
- ② 支給人数：大学生6名（継続受給者を含む）、高校生6名（継続受給者を含む）
- ③ 支給金額：大学生は月額2万円、高校生は月額1万円を支給（但し振込は3か月単位とします）
- ④ 募集期間：2018年2月1日～4月20日（必着：郵送・宅配便等にて）
- ⑤ 書類送付先：

郵送にて 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-6-18 日本聖公会東京教区事務所 気付  
カパティラン奨学金係

問い合わせ先：03-3432-6449（同上）

※大学の奨学金担当部門経由で申請が可能な大学もありますのでお問い合わせください。

- ⑥ 選考：書類審査と選考委員による最終面接（5月中旬迄に実施予定）で決定
- ⑦ 発表：5月中に本人宛に通知します。

### 2. 申請資格

以下の条件に全て該当すること。

- ① 大学生：4年制大学の学部在学中の1年生～4年生（2018年4月1日時点）  
高校生：定時制、全日制、専門等の高校の1年生～3（4）年生（2018年4月1日時点）
- ② 両親の双方或いは一方が、東南アジア・南アジア・西アジア・中央アジア・中東・東ヨーロッパ・中南米・アフリカ（OECDのDACリストに記載されている開発途上国）出身の在日外国人（出入国管理法及び難民法の定義による）であり、本人が「一般永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格を有している在日外国人、または本人が同じ地域出身の親を持ち、日本国籍のある者。
- ③ 大学生：2018年4月2日時点の年齢が25才以下であること  
高校生：2018年4月2日時点の年齢が21才以下であること
- ④ 健康で、学業成績、人物ともに優れているひと
- ⑤ 学費の支弁が困難と認められるひと  
（父母を含めた世帯年収が400万円以下、自営業の場合は250万円以下を目安とする）
- ⑥ 卒業後も引き続き日本に在住・勤労し、多文化共生に貢献する志のあるひと
- ⑦ 所定の申請書類等を期限内に提出でき、最終面接に参加できる者（書類選考後、東京都港区内で実施します。土日祝日に実施予定）
- ⑧ 大学生は、カパティランの活動に対して給付期間中4回以上、有償ボランティアとして参加で

きるひと（アルバイト料と交通費を支給します）

⑨支給期間中、所定のレポートを提出できるひと（年4回）

⑩日本国内に申請者本人名義の銀行口座（ゆうちょ銀行や信用金庫を含む）を有すること

### 3. 注意事項

1) 本奨学金は、他の奨学金の受給者でも給付を受けることができる。ただし、他の奨学金制度の中には、他との重複給付を認めないものもあるので、よく確認してから申請すること

2) 以下の場合、奨学金の支給停止、中止、或いは返還を要求する場合がありますので注意すること

①申請書類や添付書類、レポート等に虚偽、偽造等がある場合

②申請資格の⑧⑨を果たさない場合

③退学、休学などにより学業を中断・放棄した場合

④学業成績が著しく低い場合

⑤カパティランや所属大学の名誉を傷つける行為を行った場合

### 4. 申請書類等

①所定の申請書

②申請日の3か月以内に発行された家族全員の住民票

③在学証明書

④成績証明書 1年生は高校生の場合中学3年間の、大学生の場合は高校3年間の成績証明書

⑤本人を含む世帯員全員の収入証明書

⑥生活保護世帯の場合には、生活保護決定（変更）通知書のコピー（住所地の市区町村福祉事務所発行）※生活保護適用証明書（金額の記載のないもの）は不可。ただし、両親ともに無職無収入で、生活保護のみで生活している場合、生活保護決定（変更）通知書のあて名以外の人は、その人の氏名が記載された「生活保護受給証明書」が所得0円の証明書として使用可。

※高校生で「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」の受給者は⑤⑥の書類は不要です。

※現在受給中の奨学生が2018年度の申請をする場合は、面談選考は免除することがあります。

### 5. 個人情報の取り扱いについて

いただいた申請書類等に記載された個人情報は、この奨学金の審査・選考・採否連絡、支給に関する事務手続き、支給期間中の諸連絡（ボランティア活動含む）や、カパティランの事業・行事に関連した目的のみに利用し、それ以外の用途には使用しません。

以上

＜カパティランとは＞アングリカンコミュニオン（英国国教会・米国聖公会など世界に広がるキリスト教会）の一員である日本聖公会東京教区のプロジェクトとして、主としてフィリピン人等の在日外国人が、日本でその人権を守られながら健康で平和的な生活を営むことのできる社会の実現を目的として、28年前から活動を続ける任意団体です。これまで電話カウンセリング等の活動を行ってきましたが、今年から活動内容を大きく転換しました。奨学金事業もその一環です。理事会・事務局により運営され、東京都港区内に事務所があります。「カパティラン」とは「兄弟・姉妹」を意味するタガログ語です。